

入札説明資料

物件番号：第4号

物件名：水沼・桐生地区車両系建設機械チャーター等単価契約

入札公告日：令和8年3月27日

入札受付期限：令和8年4月23日 9:00 から
(郵便入札) 令和8年4月27日 16:00 必着
(電子入札) 令和8年4月28日 13:30 まで

開札：令和8年4月28日 13:31 から

会場：群馬森林管理署 会議室
令和8年4月28日 (紙入札者 13:20 集合)

1. 競争契約入札心得(局ホームページ掲載)
別紙入札書「様式5号(入札心得第4条)」
2. 仕様書
3. 契約書(案)、契約条件(様式1、2、3)

※ 入札公告によるところにより、実績証明書類等を令和8年4月10日(金曜日)16:00までに提出願います。

※ 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

【実績証明書類等】

1. 競争契約参加資格(全省庁統一資格・「役務の提供 等」)又は(関東森林管理局・「土木一式工事」)の有資格者名簿兼資格確認通知書の写し
2. 本入札説明資料に示す、当該役務を提供可能と認められる証明書類(車検証、賃貸借保有の契約書等)

様式5号(入札心得第4条)

入 札 書

入札物件 第 4 号

物件の名称 水沼・桐生地区車両系建設機械チャーター等単価契約

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の内訳

名 称	規 格	予定数量	単価	予定総額	摘 要
バックホウ	山積0.28m3	50 時間	0円	0円	誘導員付
バックホウ	山積0.45m3	5 時間	0円	0円	誘導員付
バックホウ	山積0.28m3	5 時間	0円	0円	誘導員兼務
小型バックホウ	山積0.08m3	5 時間	0円	0円	誘導員兼務
トラクターショベル	ホイール0.34-0.35m3	3 時間	0円	0円	誘導員付
不整地運搬車	積載量 4.0 t	3 時間	0円	0円	誘導員付
不整地運搬車	積載量 4.0 t	3 時間	0円	0円	誘導員兼務
ダンプトラック	2～3t積	3 時間	0円	0円	誘導員兼務
ダンプトラック	4t積	3 時間	0円	0円	誘導員付
ダンプトラック	4t積	5 時間	0円	0円	誘導員兼務
輸送費(10t)	片道20km以下	6.0 回	0円	0円	片道回送費
輸送費(10t)	片道30km以下	1.0 回	0円	0円	片道回送費
輸送費(20t)	片道20km以下	1.0 回	0円	0円	片道回送費
輸送費(20t)	片道30km以下	1.0 回	0円	0円	片道回送費
大型土のう製作据付	丸形φ110×108cm	3 袋	0円	0円	大型土のう標準品※
危険木伐倒処理	胸高直径 10-16cm	5 本	0円	0円	伐倒・枝払・玉切
危険木伐倒処理	胸高直径 16-22cm	5 本	0円	0円	伐倒・枝払・玉切
危険木伐倒処理	胸高直径 22-28cm	5 本	0円	0円	伐倒・枝払・玉切
危険木伐倒処理	胸高直径 28cm上	5 本	0円	0円	伐倒・枝払・玉切
計				0円	

※ 大型土のう製作据付のための作業機械は本契約の作業機械の契約数量内に含む。

また、土のうの中詰め材は現地発生土砂等を原則として使用する。

「誘導員兼務」は、砕石等の積込・運搬の組作業で、誘導員が兼務できる場合に使用する。

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額になること及び入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

群馬森林管理署長 野畑 直城 殿

住 所 群馬県前橋市〇〇町〇〇
会 社 名 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
代 理 人 〇〇 〇〇

委任状

代理人氏名 ○○ ○○

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

1. 入札年月日 令和 年 月 日
2. 件 名 水沼・桐生地区車両系建設機械チャーター等単価契約
3. 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所 群馬県前橋市○○町○○
商号又は名称 ○○建設 株式会社
代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○

分任支出負担行為担当官
群馬森林管理署長 野畑 直城 殿

水沼・桐生地区車両系建設機械チャーター等単価契約書

¥. —

名 称	規 格	予定数量	単価	予定総額	摘 要
バックホウ	山積0.28m3	50 時間		0円	誘導員付
バックホウ	山積0.45m3	5 時間		0円	誘導員付
バックホウ	山積0.28m3	5 時間		0円	誘導員兼務
小型バックホウ	山積0.08m3	5 時間		0円	誘導員兼務
トラクターショベル	ホイール0.34-0.35m3	3 時間		0円	誘導員付
不整地運搬車	積載量 4.0 t	3 時間		0円	誘導員付
不整地運搬車	積載量 4.0 t	3 時間		0円	誘導員兼務
ダンプトラック	2～3t積	3 時間		0円	誘導員兼務
ダンプトラック	4t積	3 時間		0円	誘導員付
ダンプトラック	4t積	5 時間		0円	誘導員兼務
輸送費(10t)	片道20km以下	6.0 回		0円	片道回送費
輸送費(10t)	片道30km以下	1.0 回		0円	片道回送費
輸送費(20t)	片道20km以下	1.0 回		0円	片道回送費
輸送費(20t)	片道30km以下	1.0 回		0円	片道回送費
大型土のう製作据付	丸形 φ 110×108cm	3 袋		0円	大型土のう標準品※
危険木伐倒処理	胸高直径 10-16cm	5 本		0円	伐倒・枝払・玉切
危険木伐倒処理	胸高直径 16-22cm	5 本		0円	伐倒・枝払・玉切
危険木伐倒処理	胸高直径 22-28cm	5 本		0円	伐倒・枝払・玉切
危険木伐倒処理	胸高直径 28cm上	5 本		0円	伐倒・枝払・玉切
計				0円	
消費税相当額			10%	0円	
合 計				0円	

「誘導員兼務」は、碎石等の積込・運搬の組作業で、誘導員が兼務できる場合に使用する。

至 令和9年3月5日

群馬県桐生市黒保根町上田沢字奥山国有林440い林小班外

別紙「納入・返還場所」のとおり

免除

受注者 住所 群馬県前橋市〇〇町〇〇
氏名 〇〇建設 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

納 入 ・ 返 還 場 所

水沼・桐生地区車両系建設機械チャーター等単価契約

水沼森林事務所

納 入 ・ 返 還 場 所	
水沼地区	桐生地区
内野林道	皆沢林道
楡沢林道	高畑林道
田沢(赤面)林道	高沢林道
田沢(梨木楡沢)林道	忍山林道
田沢(小中)林道	大崩林道
田沢(赤面)林道栃木沢支線	東原林道
田沢(赤面)林道利根沢支線	
沢入林道	共通地区
釜ヶ沢林道	ストックポイント
奥山林道	ストックヤード
萱野沢林道	作業道
猿川林道	土場
古大屋林道	
古大屋林道東支線	
小蛇林道	
寒戸林道	
龍ヶ峰林道	
石津林道	
鹿生林道	
花輪林業専用道	

契 約 条 件

(総則)

- 第1条 受注者は、頭書の建設機械を実働し得る状態に整備し、頭書の賃貸借契約期間内において、発注者による納入指示の都度、発注者の指定する期限内に頭書の納入場所において検査を受け発注者に引渡すものとする。
- 2 発注者は、建設機械を実働させる必要がなくなったときは、その都度発注者の指定する返還場所において、受注者に引渡すものとする。

(賃貸借予定時間)

- 第2条 賃貸借時間は、発注者が受注者から建設機械の引渡しを受けた日から受注者がその機械を発注者から返還を受けた日までの間において、頭書のとおり予定するが、発注者の都合により増減が生じて受注者は異議を述べないものとする。

(発注者の費用負担)

- 第3条 発注者は、賃貸借中の建設機械について、賃貸料のほか、発注者が必要と認めた機械の保管、管理に要する費用を負担するものとする。

(受注者の費用負担)

- 第4条 受注者は、賃貸中の建設機械に係る次の各号に要する費用を負担するものとする。
- (1) 運転員及び整備員等に対する労災保険等に関する手続き並びに使用者としての負担すべき一切の費用。
- (2) 建設機械に対する保険に関しての手続き及び費用。
- (3) 燃料、油脂、その他消耗品類の費用。

(損害の負担)

- 第5条 受注者は、建設機械の整備操作等機械の運行及び安全管理等に関するすべての責に任ずるものとし、発注者は、自由操作あるいは正常な機械の状態を保持できないような運行は行わないものとする。
- 2 発注者は、建設機械の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行うものとし、受注者の派遣員は、これに協力するものとする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により損害を与えた場合は、その賠償の責に任ずるものとする。この場合、賠償額の算定については、別途発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務予定)

- 第6条 受注者は、業務予定の前月までに次月の業務予定表(様式1)を発注者に提出する。

(監督職員)

- 第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は運転員及び整備員等に対する指示、承諾又は協議。
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(作業時間の確認)

- 第8条 賃貸借料は建設機械の実働時間を基とし、日常作業(自走移動も含む)開始後終了までの間において、エンジン運転中(日常整備点検のための運転中も含む)の時間をもって実働時間とするものとする。
- 2 賃貸借料金は、第1項の実働時間により計算するものとするが、次の各号に該当する場合は、2時間実働したものとみなし計算するものとする。
- (1) 発注者の都合による休車の日。
- (2) 天候及び現場の状況等により作業に着手したが、1日の実働時間が2時間に満たないとき。

- 3 業務集計・確認表(様式2)及び業務日誌(様式3)を提出し、監督職員等の確認を受けるものとする。
- 4 作業地までの自走をとまなう通勤時間は作業時間に含まないものとする。

(賃貸借金額の確定)

- 第9条 この契約による確定金額は、契約単価に実働時間に乗じて得た額に輸送費のある場合にはこれを加算した金額とする。この合計額に消費税相当額の10%を乗じて得た額を加えた金額とする。
- 2 受注者は当該月分の賃貸料を毎月末日で締め切り、第8条第3項により確認を受けた業務集計・確認表及び業務日誌を提出し、確定する。

(代金の支払)

- 第10条 前条により確定した金額(以下「代金」という)について当該月の賃貸借期間満了後受注者は速やかに適法な支払い請求書を発注者に提出し、発注者は請求書を受理した日から30日以内に代金の支払をするものとする。
- 2 発注者の責に帰すべき事由により、上記期限までに代金を支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率の遅延利息を受注者に支払うものとする。
 - 3 受注者の責により請求書の提出が遅延した場合に、当該月の支払いがなされなくても、受注者は異議を述べないものとする。

(賃貸借の変更、中止)

- 第11条 発注者は、必要がある場合には単価金額等について変更し若しくは賃貸借を一時中止し、又はこれを打ち切ることができるものとする。
- 2 前項の場合において、単価金額、契約期間等について増変更がある場合には、発注者と受注者とが協議のうえ「変更契約書」を作成し、取り交わすものとする。

(発注者の解除権及び違約金)

- 第12条 発注者は次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者が契約上の義務を履行しないとき、又は受注者が契約履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者が、不可抗力以外の事由により契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 受注者が不正行為をしたと発注者が認めたとき。
本条による契約解除について、既に建設機械が実働し発注者が確認した分の賃貸料の支払については、第9条の規定を準用するものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、受注者は違約金として解除部分に対する予定金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。
 - 4 発注者は、本条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

(受注者の解除権及び損害額)

- 第13条 受注者は、次の各号の一に該当する事実があるときは、契約を解除することができるものとする。
- (1) 発注者がこの契約に違反したとき。
 - (2) 第11条第1項に規定する一時中止期間が、契約期間の3分の2以上に達したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、受注者は発注者に対し損害を請求できるものとする。この場合の損害額は、発注者と受注者とが、協議のうえ定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第14条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの勧告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第15条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(支払金額との相殺)

- 第16条 この契約に基づき、受注者より発注者に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。
- この場合、発注者の収納すべき金額が受注者への債務額を超過するときは、受注者は当該金額を発注者の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

(紛争の解決)

- 第17条 この契約について紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(契約外の事項)

- 第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(特約条項)

別紙のとおり

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。